

一般社団法人愛媛県医師会国民保護業務計画

制定：平成19年3月

1. 計画策定の目的

本計画は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（武力攻撃事態対処法）及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）などの関係法令、並びに「国民の保護に関する基本指針」及び「愛媛県国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態において、一般社団法人愛媛県医師会（以下「県医師会」という）が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために作成したものである。

併せて緊急対処事態における緊急対処保護措置についても定める。

2. 基本的考え方

(1) 本計画の実施にあたり、愛媛県および市町その他武力攻撃事態等の対応に係る関係諸機関（以下「関係機関」という）と相互に連携を図りながら、県内の郡市医師会（以下「郡市医師会」という）と一体となって、医療を確保するために必要な措置等を講ずるものとし、次の点に留意するものとする。

ア) 国民に対する情報提供

広報、インターネット等を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するように努めるものとする。

イ) 関係機関との連携の確保

国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

ウ) 国民保護措置の実施に関する自主的判断

国民保護措置の実施方法等については、県及び市町から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して本会が自主的に判断するものとする。

エ) 安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、県及び市町等の協力を得つつ、本会の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮するものとする。

オ) 高齢者、障がい者等への配慮

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者等に対する配慮を行うものとする。

カ) 県対策本部長の調整

県対策本部長による調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するように努めるものとする。また、知事及び市町長により避難住民等への医療の提供について要請があったときは、国民保護法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するものとする。

(2) 本計画を効果的に推進するため、武力攻撃事態等時における情報の収集・発信方法、各郡市地区医師会の救護班の派遣方法を記したマニュアルを作成するとともに、訓練や研修を実施するものとする。

3. 平素からの備え

(1) 県医師会国民保護連絡調整会議の設置

ア) 県医師会の業務に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する事務につい

て連絡及び調整を図るための連絡調整組織として、県医師会国民保護連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置するものとする。

イ) 連絡調整会議の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

(2) 情報収集及び連絡体制の整備

ア) 職員及び会員の被災の状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めるものとする。

イ) 夜間、休日等においても、的確に連絡できる体制の整備に努めるものとする。
また、連絡担当者が被害を受けた場合等においても連絡を確実に行えるよう、障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

(3) 通信体制の整備

ア) 関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。

イ) 必要な通信設備の点検を定期的実施するものとする。

ウ) 県知事から警報、避難の指示等の通知を受けた場合において、警報の伝達先、連絡先、連絡手順など必要な事項を定めるものとする。

(4) 緊急参集体制及び活動体制の整備

ア) 国民保護措置を円滑かつ的確に実施するために必要な県医師会における体制を迅速に確立するため、関係職員及び役員等の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定めるものとする。

イ) 緊急参集を行う関係職員及び役員等については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法を事前に確認しておくものとする。

ウ) 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、職員の交代要員の確保等に関する体制を整備するものとする。

エ) 防災のための備蓄を活用しつつ、物資の備蓄又調達体制の整備等に努めるものとする。

(5) 赤十字標章等の適切な管理

県知事が平時より赤十字標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ県知事より赤十字標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、県知事に対して使用の許可の申請を行い、適切に管理を行うものとする。

(6) 関係機関との連携

平素から県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

(7) 管理する施設等に関する備え

武力攻撃事態等において、管理する施設及び設備の応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置を有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

(8) 訓練の実施

ア) 的確な国民保護措置の実施が可能となるよう職員及び会員における訓練の実施に努めるとともに、県及び市町村が実施する訓練へ参加するよう努めるものとする。

イ) 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する訓練については、これらを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

(9) 備蓄

ア) 国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄を相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等

の確実な把握等に努めるものとする。

イ) 武力攻撃事態等が長期に亘った場合においても国民保護措置の実施に必要な物資及び資材が調達できるよう、地方公共団体や他の事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。

4. 武力攻撃事態等への対処

(1) 武力攻撃事態等対策本部等への対応

ア) 県に愛媛県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合には、県対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。

イ) 県知事から県対策本部の設置について連絡を受けたときは、警報の通知に準じて、迅速にその旨を周知するものとする。

(2) 県医師会国民保護対策本部の設置

ア) 県対策本部が設置された場合には、必要に応じて、県医師会国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

イ) 対策本部は、県医師会における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

ウ) 対策本部を設置したときは、県対策本部に連絡を行うものとする。

エ) この計画に定めるもののほか、対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

オ) 対策本部は、県対策本部、市町村対策本部、指定地方公共機関など関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努めるものとする。

(3) 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、関係職員及び役員等の緊急参集を行うものとする。

(4) 通信体制の確保と情報収集及び報告

ア) 武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。

イ) 国民保護措置の実施に必要な通信手段に支障が生じた場合は、直ちに県対策本部に支障の状況を連絡するものとする。

ウ) 会員である医療関係者及び会員が管理する施設の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運行状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、対策本部は、これらの情報を集約し、必要に応じ、県対策本部に報告するものとする。

エ) 対策本部は、県対策本部より武力攻撃事態等の状況や国民保護措置を実施するにあたり必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、職員及び会員間の共有を図るものとする。

オ) 県知事より警報の通知を受けた場合には、別に定めるところにより、職員及び会員に対し迅速かつ確実な伝達を行うとともに、会員を通じ入院患者、外来患者等への伝達に努めるものとする。

(5) 安全の確保

ア) 国民保護を実施するにあたっては、その内容に応じ、国又は地方公共団体から武力攻撃の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡体制及び応援の体制の確立等の支援を受けるものとし、これらを活用し、国民保護措置を実施する職員及び会員の安全確保に十分配慮するものとする。

イ) 国民保護法第157条第1項に基づく赤十字標章等を使用する場合には、県知事の許可に基づき適切に使用するものとする。

(6) 住民への情報提供

県医師会が実施する国民保護措置の実施状況、実施予定等についてホームページ等を活用して、住民等に対し適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

(7) 医療の提供

ア) 県知事から医療救護班の派遣の要請を受けたときは、本計画及び協定に基づき医療救護班を派遣するものとする。医療救護班の編成は別に定めるものとし、医療救護班は県知事が示した場所及び期間において医療救護活動を行い、実施する業務は次のとおりとする。

- ・被災者に対する選別
- ・傷病者に対する応急処置、及び必要な医療
- ・医療機関への転送の要否、及び順位の決定
- ・死亡の確認及び死体の検案

イ) 県及び関係機関から提供される安全に関する情報等に基づき、医療救護活動を実施する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮するものとする。

ウ) 市町村長から会員に対し医療救護班の派遣の要請があった場合においては、必要な調整を行うものとする。

エ) 医療の提供の円滑かつ的確な実施について、必要があると認められるときは、労務、施設、設備又は物資の確保について県知事に応援を求めるものとする。

(8) 応急の復旧

ア) 武力攻撃災害が発生した場合、管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努めるものとする。

イ) 応急の復旧にあたっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うよう努めるものとする。

ウ) 応急の復旧のために必要な措置を講じるために、自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県に対して、必要な人員や資機材の提供、技術助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。

エ) 対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を県対策本部に報告するものとする。

5. 緊急対処保護措置の実施等

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、本計画の定めに基づいて適宜行うこととする。

6. 計画の適切な見直し

本計画を効果的に推進できるよう、今後の状況の変化に伴い関係機関と調整のうえ、適時この計画の内容につき検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

以上